

第4編

事故対策編

第4編 事故対策編

第1章 航空災害対策計画	3
第1節 航空災害予防対策計画	3
第2節 航空災害応急対策計画	4
第2章 鉄道災害対策計画	6
第1節 鉄道災害予防対策計画	6
第2節 鉄道災害応急対策計画	7
第3節 鉄道災害復旧対策計画	7
第3章 道路災害対策計画	9
第1節 道路災害予防対策計画	9
第2節 道路災害応急対策計画	10
第3節 道路災害復旧対策計画	12
第4章 危険物等災害対策計画	13
第1節 危険物等災害予防対策計画	13
第2節 危険物等災害応急対策計画	15
第3節 危険物等災害復旧対策計画	17
第5章 大規模な火事災害対策計画	18
第1節 大規模な火事災害予防対策計画	18
第2節 大規模な火事災害応急対策計画	20
第3節 大規模な火事災害復旧対策計画	21
第6章 林野火災対策計画	23
第1節 林野火災予防対策計画	23
第2節 林野火災応急対策計画	24
第3節 林野火災復旧対策計画	26

第1章 航空災害対策計画

担当：住民生活課

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 航空災害予防対策計画

第1　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1　防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2　応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるように、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3　捜索、救急・救助及び医療（助産）救護

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編 第1章 第5節 第1 消防力の強化」及び「同章 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4　消防力の強化

- (1) 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5　防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者等が相互に連携し、消火、救急・救助等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 要配慮者対策

町及び県は、「一般災害対策編 第1章 第9節 避難対策」及び「同章 第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」及び「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－6 航空災害」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

2 相互応援協力

- (1) 町のとるべき措置

このことについては、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」を参照するものとする。

- (2) 消防本部のとるべき措置

消防本部は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

3 自衛隊の災害派遣

町は、災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために、必要と認める場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

第3 捜索、救急・救助、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救急・救助、医療（助産）救護活動

町は、「一般災害対策編 第2章 第8節 救急・救助」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救急・救助及び医療（助産）救護活動を実施する

ものとする。

2 消火活動

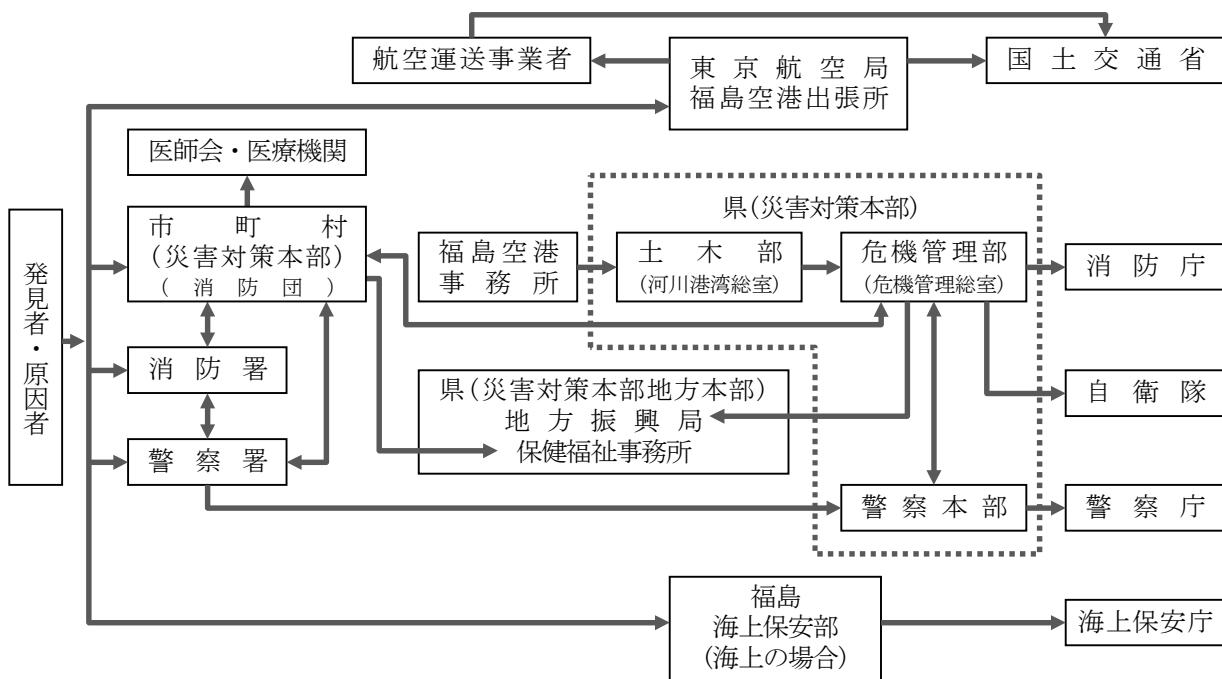
- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 町長は、必要に応じて、県（危機管理総室）に、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請するものとする。
- (3) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 災害広報

町、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(別図1)航空災害情報伝達系統



第2章 鉄道災害対策計画

担当：住民生活課・総合政策課

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策計画

第1 鉄道交通の安全の確保

町、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

のことについては、「第1章 第1節 第1 1」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1 2(2)」を参照するものとする。

3 救急・救助及び医療（助産）救護

のことについては、「第1章 第1節 第1 3」を参照するものとする。

4 消防力の強化

のことについては、「第1章 第1節 第1 4」を参照するものとする。

5 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救急・救助等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3 要配慮者対策

のことについては、「第1章 第1節 第2」を参照するものとする。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

このことについては、「第1章 第2節 第2 1」を参照するものとする。

2 相互応援協力

- (1) 町のとるべき措置
このことについては、「第1章 第2節 第2 2(1)」を参照するものとする。
- (2) 消防本部のとるべき措置
このことについては、「第1章 第2節 第2 2(2)」を参照するものとする。

第3 捜索、救急・救助、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救急・救助及び医療（助産）救護活動

- (1) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救急・救助活動を行うものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第2節 第3 1」を参照するものとする。

2 消火活動

このことについては、「第1章 第2節 第3 2」を参照するものとする。

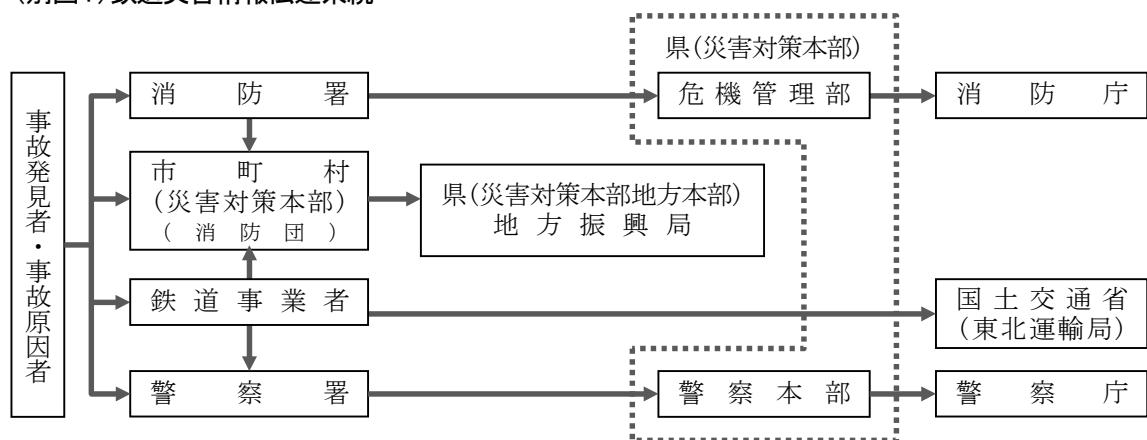
第4 災害広報

町、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

- 第1 町は、鉄道事業者が、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行うため、連絡を密にとるものとする。
- 第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(別図1)鉄道災害情報伝達系統



▶ 第3章 道路災害対策計画 ◀

担当：住民生活課・建設課

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 道路災害予防対策計画

第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 道路施設等の整備

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路等の整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_1」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_2(2)」を参照するものとする。

3 救急・救助及び医療（助産）救護

- (1) 道路管理者は、救急・救助活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_3」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 道路管理者のとるべき措置

消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第1節 第1_4」を参照するものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救急・救助等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「第1章 第1節 第2」を参照するものとする。

第2節 道路灾害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 道路管理者のとるべき措置

道路管理者は、道路灾害が発生した場合、速やかに、「道路灾害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への道路灾害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路灾害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、

道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

2 町の活動体制

このことについては、「第1章 第2節 第2_1」を参照するものとする。

3 相互応援協力

(1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(1)」を参照するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(2)」を参照するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

このことについては、「第1章 第2節 第2_3」を参照するものとする。

第3 捜索、救助・医療（助産）救護

1 捜索、救助・医療（助産）救護活動

(1) 道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、「第1章 第2節 第3_1」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、「第1章 第2節 第3_2」を参照するものとする。

第4 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「事故対策編 第4章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

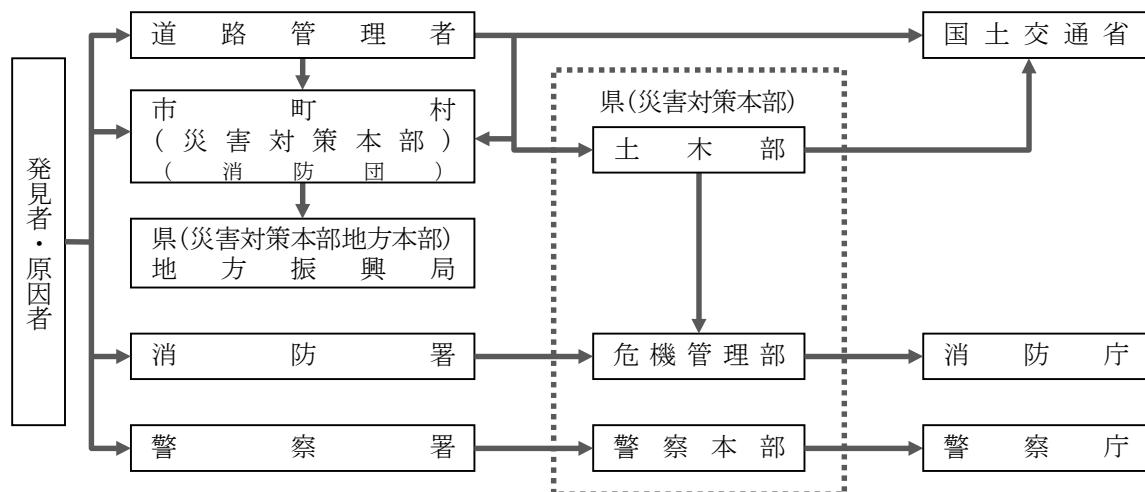
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害復旧対策計画

第1 道路管理者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。また、道路管理者は、可能な限り復旧予定期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(別図1)道路災害情報伝達系統



第4章 危険物等災害対策計画

担当：住民生活課・環境水道課

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策計画

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1 危険物

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 町及び県のとるべき措置

町及び県（危機管理総室）等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「第1章 第1節 第1_1」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_2」を参照するものとする。

3 救急・救助及び医療（助産）救護

- (1) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_3」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第1節 第1_4」を参照するものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

町、消防機関及び関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章 第9節 避難

対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

7 防災訓練の実施

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）、防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救急・救助等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「第1章 第1節 第2」を参照するものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 町の活動体制

このことについては、「第1章 第2節 第2 1」を参照するものとする。

3 相互応援協力

- (1) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(1)」を参照するものとする。
- (3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(2)」を参照するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

このことについては、「第1章 第2節 第2_3」を参照するものとする。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法等の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

2 町、県、消防機関等のとるべき措置

町、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び消防機関等は、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 捜索、救助・医療（助産）救護活動

1 捜索、救助・医療（助産）救護活動

このことについては、「第2章 第2節 第3_1」を参照するものとする。

2 消火活動

- (1) 町は消防機関、自衛消防組織等と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第2節 第3_2(2)及び(3)」を参照するものとする。

第5 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関、警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2 町及び県のとるべき措置

町及び県（危機管理総室、健康衛生総室）は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第6 避難誘導

1 町等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第

一に、「一般災害対策編 第2章 第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

2 要配慮者対策

町及び県は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章 第10節 避難」及び「同章 第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第7 災害広報

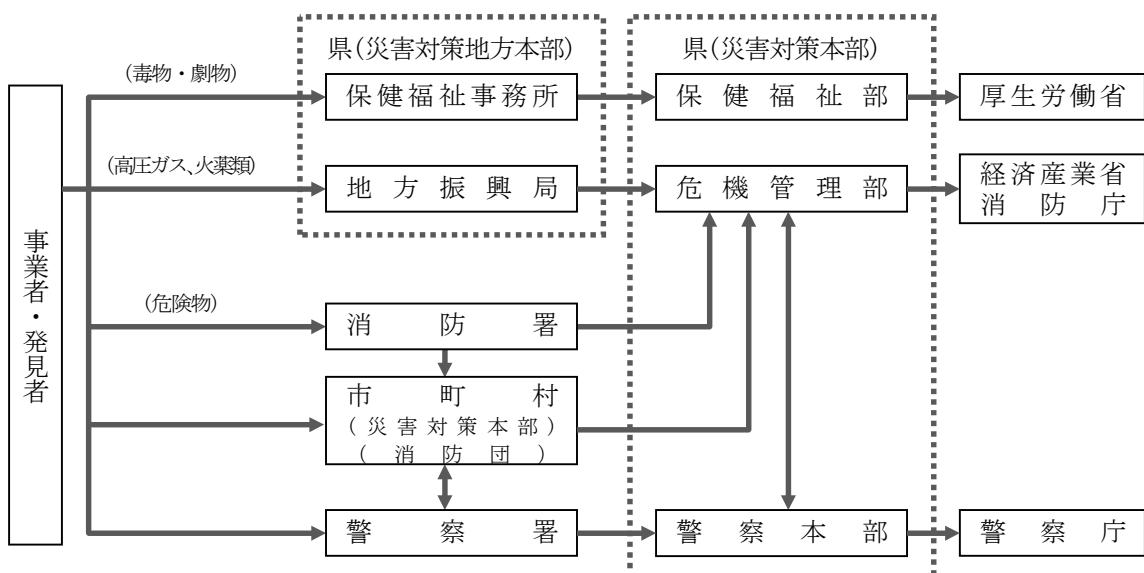
町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(別図1)危険物等災害情報伝達系統



▶ 第5章 大規模な火事災害対策計画 ◀

担当：住民生活課

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策計画

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(1) 市街地の整備

町及び県（都市総室）は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るために、土地区画整理事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

(2) 防災空間の整備

町及び県（都市総室）は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(3) 建築物の不燃化の推進

町及び県（都市総室、建築総室）は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、県（危機管理総室）、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

町、県（危機管理総室）、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「一般災害対策編 第1章 第5節 第3 3 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

- ア 町及び県（建築総室）は、「一般災害対策編 第1章 第6節 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。
- イ 消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

町及び県（危機管理総室）は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県（危機管理総室）に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを町に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、南会津地方広域市町村圏組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「第1章 第1節 第1 1」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1 2 (2)」を参照するものとする。

3 救急・救助及び医療（助産）救護

このことについては、「第1章 第1節 第1 3」を参照するものとする。

4 消防力の強化

- (1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_4」を参照するものとする。

5 避難対策

このことについては、「第4章 第1節 第3_6」を参照するものとする。

6 防災訓練の実施

このことについては、「第4章 第1節 第3_7」を参照するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県（危機管理総室）及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「第1章 第1節 第2」を参照するものとする。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 町及び防災関係機関のとるべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

このことについては、「第1章 第2節 第2_1」を参照するものとする。

2 相互応援協力

- (1) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(1)」を参照するものとする。

- (2) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2_2(2)」を参照するものとする。

3 自衛隊の災害派遣

このことについては、「第1章 第2節 第2 3」を参照するものとする。

第3 捜索、救急・救助、医療（助産）救護活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「第2章 第2節 第3 1」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 町は消防機関と連携し、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 上記のほか、「第1章 第2節 第3 2(2)及び(3)」を参照するものとする。

第4 避難誘導

1 町のとるべき措置

このことについては、「第4章 第2節 第6 1」を参照するものとする。

2 要配慮者対策

このことについては、「第4章 第2節 第6 2」を参照するものとする。

第5 災害広報

町、県（危機管理総室）、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

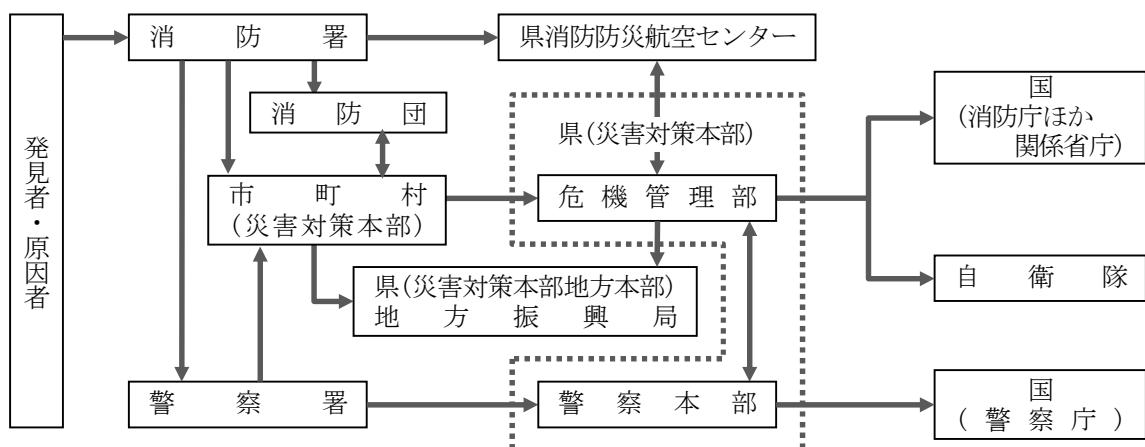
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

第1 町、県（危機管理総室）及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

(別図1)大規模な火事災害情報伝達系統



第6章 林野火災対策計画

担当：住民生活課・農林課

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るために、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有することから、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。
- (2) 町及び県は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

第3 林野火災防止のための情報の充実

町及び県（危機管理総室）は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「第1章 第1節 第1_1」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県（危機管理総室、森林林業総室）及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第3 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_2(2)」を参照するものとする。

3 救急・救助及び医療（助産）救護

このことについては、「第1章 第1節 第1_3」を参照するものとする。

4 消防力の強化

- (1) 町は、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。
- (2) 上記のほか、「第1章 第1節 第1_4」を参照するものとする。

5 避難対策

このことについては、「第4章 第1節 第3_6」を参照するものとする。

6 防災訓練の実施

町は、「一般災害対策編 第1章 第14節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救急・救助等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて県（森林林業総室）、関東森林管理局、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

第6 要配慮者対策

このことについては、「第1章 第1節 第2」を参照するものとする。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－1 林野火災」により連絡するものとする。
- (3) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置
災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「一般災害対策編 第2章 第1節応急活動体制」の定めによるものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

このことについては、「第1章 第2節 第2_1」を参照するものとする。

2 相互応援協力

(1) 町のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2 2 (1)」を参照するものとする。

(2) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第1章 第2節 第2 2 (2)」を参照するものとする。

3 自衛隊の災害派遣

このことについては、「第1章 第2節 第2 3」を参照するものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「第1章 第2節 第3 1」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(3) 上記のほか、「第1章 第2節 第3 2 (2)及び(3)」を参照するものとする。

第4 避難誘導

1 町等のとるべき措置

このことについては、「第4章 第2節 第6 1」を参照するものとする。

2 要配慮者対策

このことについては、「第4章 第2節 第6 2」を参照するものとする。

3 森林内の滞在者

町、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第5 災害広報

町、県（危機管理総室、森林林業総室）、防災機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第6 二次災害の防止

(1) 町、県（森林林業総室、河川港湾総室）及び国（森林管理署等）は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生する恐れがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町及び県（森林林業総室、河川港湾総室）は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧対策計画

第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第2 町及び県（森林林業総室）は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

(別図1)林野火災情報伝達系統

